

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和元年10月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900093 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900018 号

第 1 結論

昭和 55 年 9 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間及び昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 34 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 55 年 9 月から昭和 56 年 3 月まで

② 昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月まで

私の国民年金については、短大に在学中の昭和 54 年*月頃に母親が加入手続を行ってくれた。請求期間①は、A 事業所の臨時職員として勤務し、請求期間②は、大学生であったが、結婚するまで B 町（現在は、C 町）にある実家に住んでいたため、20 歳になった昭和 54 年*月から請求期間①及び②も含め保険料は、母親が納付してくれていたと思う。C 町の被害により実家も水につかり、全て消失したため、証拠となるものはないが、母親は、「今まできちんと納付してきたから未納はないはずなのに」と言っているため、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①は、7 か月と短期間、請求期間②は、24 か月と比較的短期間であり、請求者は、20 歳になった昭和 54 年*月から請求期間①及び②も含め保険料は、母親が納付してくれていたと思うとしているところ、請求期間①直前直後の保険料は、現年度保険料又は過年度保険料として納付されている。

また、請求者の年金手帳、国民年金番号払出順別市町村一覧、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年*月頃に B 町（現在は、C 町）において払い出されたものと推認され、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 54 年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、請求者は、昭和 57 年 4 月 1 日に共済組合の組合員の資格を取得するまで国民年金の

被保険者であったことから、母親は、請求期間①の保険料を納付することが可能であった。

- 2 請求期間①について、請求者は、請求期間①の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は、請求者によると、高齢のため当時の記憶が定かではない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間①の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、戸籍の附票によれば、請求期間①当時である昭和 55 年 9 月 19 日から昭和 56 年 11 月 9 日まで住所地をD市に異動していたことが確認できる。このことについて請求者は、自分で異動した記憶は全くなく、おそらくA事業所の臨時職員として応募するため、母親が請求期間①当時、D市在住であった大叔母の住所地に異動してくれたのだと思う旨陳述しているところ、i) B町に居住する母親の元には納付書が送付されなかったと考えられること、ii) 大叔母は、保険料の納付について、支払ってくれたことはなく、既に亡くなっているため話を聞くことはできないとしていること、iii) 国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、請求期間①直後の昭和 56 年度の保険料については、B町において現年度保険料として納付されていること、iv) C町は、請求者の 20 歳到達時から昭和 55 年 9 月 18 日まで及び昭和 56 年 11 月 10 から昭和 57 年 3 月までの居住期間における国民年金の資料は、保管がなく、D市は、請求期間①に係る当時の納付状況を確認できる資料は、保管期限経過のため廃棄していると回答していることなどから、母親が請求期間①の保険料を納付したと推認する事情までは導きだせない。

- 3 請求期間②について、オンライン記録によれば、請求者は、昭和 57 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、共済組合の被保険者資格を取得し、その後、請求期間②直前の昭和 61 年 4 月 1 日に共済組合の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、請求期間②に係る国民年金の被保険者資格を再取得するため、加入手続が必要であった。しかし、請求者は、請求期間②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、母親については、上述のとおり、高齢のため当時の記憶が定かではない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間②の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間②当時、大学生であった旨陳述しており、学生は制度上、平成 3 年 3 月まで国民年金の任意加入対象者であったため加入義務はなかった上、上述の昭和 54 年*月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間②において国民年金に未加入であり、母親は、請求期間②の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者のオンライン記録及び国民年金被保険者名簿によれば、請求期間②直後の昭和 63 年 4 月 1 日に上述の手帳記号番号に基づき再取得していることが確認できることから、請求期間②当時、請求者は、国民年金の任意加入対象者に該当していたことを踏まえると、任意加入対象期間については、制度

上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、請求期間②について国民年金に未加入とされていることに不自然さは見受けられない。

- 4 このほか、母親が請求者に係る請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900095 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900019 号

第 1 結論

昭和 50 年 4 月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 29 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 50 年 4 月から昭和 51 年 3 月まで

私は、請求期間当時勤務していた事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、昭和 50 年 3 月又は同年 4 月頃に A 市役所で国民健康保険の手続をした際に、併せて国民年金の加入手続も行った。

請求期間の保険料は、金融機関の窓口で一括納付した覚えがあり、当時勤務していた事業所に保険料を納付したことが分かる資料が残っているかもしれないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は、12 か月と短期間である。

しかしながら、請求期間の保険料納付について、請求者は、金融機関の窓口で一括納付した旨陳述しているものの、その具体的な納付時期及び納付金額についての記憶は明確ではなく、請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 1 月時点で加入していた共済組合において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、請求者は、請求期間当時は A 市に居住しており、婚姻前の住所地については、A 市、B 市又は C 市に定めていた可能性がある旨陳述しているところ、

戸籍の附票により、請求者は、昭和 50 年 7 月 * 日（婚姻日）に A 市に住所地を定めていることが確認できるが、これより前の住所地については確認できない。そのため、A 市、B 市及び C 市に照会したものの、いずれの市も請求者に係る国民年金の記録は確認できない旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間当時勤務していた事業所に保険料を納付したことが分かる資料が残っているかもしれないとしているところ、請求者が勤務していたとする事業所の当時の事業主は既に死亡しており、その妻は、請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者が保険料を納付していたことが分かる資料は残っていない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900054 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900020 号

第 1 結論

昭和 52 年*月から昭和 53 年 4 月までの請求期間及び昭和 53 年 6 月から昭和 54 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 32 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 52 年*月から昭和 53 年 4 月まで
② 昭和 53 年 6 月から昭和 54 年 4 月まで

私の国民年金の加入手続については、私が 20 歳になった昭和 52 年*月頃、父親が、実家の A 町で行ってくれ、請求期間①及び②の保険料についても、父親が、自宅に訪れていた町内会の集金人に納付してくれていた。一緒に加入したはずの双子の弟については、加入後の保険料は納付されていると思うので、私の請求期間①及び②の保険料が未納とされているのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る請求期間①及び②の保険料を納付したとする父親については、国民年金加入期間において保険料の未納はないことから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に亡くなっていることから、請求者に係る請求期間①及び②の加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

また、オンライン記録、請求者の国民年金被保険者資格の資格取得状況及び請求者の年金手帳の記載内容から、請求者の国民年金加入手続は、B 市において平成 5 年 10 月頃に行われたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、請求期間①及び②に係る被保険者資格の取得及び喪失の事務処理が遡って行われたものとみられる。このため、請求者

は、請求期間①及び②当時、国民年金に未加入であり、父親が請求期間①及び②の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、一緒に国民年金に加入したはずの双子の弟については、加入後の保険料は納付されていると思う旨陳述しているところ、弟の年金記録に係るオンライン記録等においても、請求者が請求期間①及び②において国民年金に加入し、保険料が納付されていたとする事情を見いだすことができない。

加えて、A町は、請求者が請求期間①及び②において国民年金に加入し、保険料を納付した記録はない旨回答している上、父親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900185号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1900017号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年5月から昭和58年3月まで
私は、国民年金と併せて農業者年金に加入していたが、厚生年金保険にも同時に加入していたことから国民年金保険料が還付された。しかしながら、還付手続きをした記憶も還付金を受け取った記憶もないのに、請求期間の保険料が昭和58年7月27日に還付済みとされていることに納得できない。誰の口座に入金されたのか年金記録を調査の上、納付した保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)には、被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる規定されている(法第14条の2第1項)。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項と規定されている(国民年金法施行規則第15条の2)。

請求者は、本件訂正請求により、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は記録されていないとして訂正を求めるのではなく、過誤納付した請求期間の国民年金保険料の還付金について、誰の口座に入金されたのか調査の上、納付した保険料を還付してほしいと求めている。

よって、本件訂正請求は法第14条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。